

平成29年8月22日

上越市長 村山 秀幸 様

高田区地域協議会

会長 西山 要耕

雁木整備事業補助金制度の改善について（意見書）

上越市地域自治区の設置に関する条例第7条第1項の規定に基づき、雁木整備事業補助金制度について自主的に審議した結果、下記のとおり提出いたします。

記

高田城築城と共につくられた城下町高田では、私有地を提供した雁木が現在まで使われ続け、その長さは日本一を誇っています。

雁木がある所で生まれ育った高田の人々にとって、雁木は高田そのものであり、雁木があることが当たり前というように雁木が生活の一部となっています。しかし、残念ながら近年櫛の歯が抜けるがごとく雁木が減少している現状です。

市では、雁木整備事業補助金制度により、市民の雁木保存、活用の取組を支援していますが、当協議会ではこの制度を改善することにより、より積極的な雁木保存や活用に取り組んでいくことが喫緊の課題であると考えました。

このことから、次のとおり提案します。

1. 多くの雁木を保存できるよう補助金交付要件を緩和すること

補助金の交付要件の一つとして、雁木の保存・活用に関する地域の任意協定に、原則当該地域の全員が合意することが求められています。しかし、さまざまな理由により合意が得られない場合もあり、そのため補助金を受けられず雁木を設置しない事例が実際に生じています。

より多くの雁木を保存できるよう、原則全員の合意が得られていることとされている補助金交付要件を廃止し、希望する市民が個々に補助金を受けられるよう改めることで、市民の雁木保存、活用の意欲を喚起し、あわせて積極的に支援していくことを強く提案します。

2. 交付申請書類の提出期間を定めないこと

市は交付申請書類の提出期間を定め、今年度は4月中旬からの3週間程度としました。しかし、住宅の建て替えや修繕は一年を通じて行われるものであり、提出期間を定めた場合には制度が利用しにくいだけでなく、期間を過ぎたことで申請できないと考え雁木を作らないという判断につながりかねません。

このことから、交付申請書類の提出期間は定めず、随時受け付けるよう提案します。